別表六(一)の表中「所得金額又は欠損金額（別表四「46の①」）／繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額（別表七(一)「２の計」）」を「所得金額又は欠損金額（別表四「44の①」）／繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額（別表七(一)「４の計」）」に、「国外所得金額（(9)と(15)のうち少ない金額）」を「国外所得金額（(9)と(15)のうち少ない金額又は(9)と(10)のうち少ない金額）」に、「非課税国外所得の控除額 (46の②)×2/3」を「非課税国外所得の控除額 ((46の②)×2/3又は(46の②)×5/6)」に改め、同表の記載要領第１号中「「所得金額又は欠損金額（別表四「46の①」）(3)」」を「「所得金額又は欠損金額（別表四「44の①」）(3)」」に改め、同第二号中「第112条第10項」を「第112条第11項」に改め、同第四号中「令第142条の２」を「法人税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第379号）による改正前の法人税法施行令第142条の２」に改め、同第五号を同第六号とし、同第四号の次に次の１号を加える。

5　「国外所得金額（(9)と(15)のうち少ない金額又は(9)と(10)のうち少ない金額）(16)」の欄は、平成24年４月１日前に開始した事業年度にあつては「又は(9)と(10)のうち少ない金額」を消し、同日以後に開始する事業年度にあつては「(9)と(15)のうち少ない金額又は」を消すこと。

別表六(一)の記載要領に次の１号を加える。

7　「非課税国外所得の控除額 ((46の②)×2/3又は(46の②)×5/6) (47)」の欄は、平成24年４月１日前に開始した事業年度にあつては「又は(46の②)×5/6」を消し、同日から平成26年３月31日までの間に開始する各事業年度にあつては「(46の②)×2/3又は」を消すこと。

別表六(二)の表中「1　円」を「1　外　円」に、「4」を「4　外」に、「道府県民税((1)＋(2)－(5))と(2)のうち少ない金額）／市町村民税((4)＋(5)－(6))と(3)のうち少ない金額）」を「道府県民税（((1)＋（１の外）＋(2)－(5))と(2)のうち少ない金額）／市町村民税（((4)＋（４の外）－(5))と(3)のうち少ない金額）」に、「控除限度超過額又は個別控除限度超過額 (5)－(4)」を「控除限度超過額又は個別控除限度超過額 (5)－(4)－（４の外）」に改め、同表の記載要領第六号を同第七号とし、同第二号から第五号までを１号ずつ繰り下げ、同第１号の次に次の１号を加える。